

【別紙】ブロック塀等撤去改善事業補助制度の補助対象者

(海南市ブロック塀等撤去改善事業補助金交付要綱より抜粋)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、ブロック塀等の撤去改善事業を行うおうとする所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 所有者が、国、地方公共団体その他これらに準ずる団体であるとき。
- (2) 対象となるブロック塀等が、道路改良その他の公共事業の補償対象となるとき。
- (3) 同一の利用に供されている土地（以下「敷地」という。）において、過去にこの告示に定める補助金の交付を受けているとき。
- (4) 所有者が市税を滞納しているとき（第2条第5号イに該当する事業を行う場合に限る。）。
- (5) 所有者が、海南市暴力団排除条例（平成23年海南市条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
- (6) ブロック塀等の撤去改善事業に係る他の制度による補助等の交付を受けているとき。
- (7) 営利を目的として、整地や建物解体工事をする際に撤去するとき。